

# 【場の確保】 プレハブ施設のリース（埼玉県春日部市）

## 概要・ポイント

- ▶ 令和5年度における放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ運営支援事業）の拡充内容（プレハブ施設の設置に係る経費（リース代）を補助対象に追加）を活用しての取組事例。

## 具体的な取組内容

### 1 取組前 の課題

- ・小学校内の余裕教室2室を教育財産から行政財産に用途変更し、放課後児童クラブを実施（定員70人）していた。
- ・令和3年4月1日施行の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正により、公立小学校の学級編制標準が35人に引き下げられた。それに伴い、普通教室と特別教室が不足する懸念があったことから、令和3年11月に教育委員会より令和5年12月末までに2教室を原状復旧して学校に戻すよう協議の申し入れがあった。
- ・期限までに教室を原状復旧して返還するには同規模の定員数を収容できる施設を令和5年8月末までの短期間（設計～施工まで）に完成させる必要が生じたことから、プレハブ施設のリースを検討。

### 2 内容

- ✓ 令和5年9月から、プレハブ施設を活用して放課後児童クラブを実施。

工夫した点	<ul style="list-style-type: none"><li>・通常、自治体においては、測量、設計、建設と段階を踏むところ、短期間で施設を完成させる必要性から、設計と建設（諸手続き一式含む）を同一業者が行う（建設後一定期間リースする）契約とした。</li><li>・開発許可申請や土地（教育財産）の所管替えにあたり、施設の建設に必要な最低限の面積とすることが求められたが、詳細な建設位置・施設形状が未確定であったことから、分筆にあたり、リース（建設）会社のプランに合わせた敷地とするため測量委託業者とリース（建設）会社が打ち合わせを持てる場を複数回設けた。</li></ul>
困った点・懸念点	<ul style="list-style-type: none"><li>・開発調整区域内のため、開発許可が下りるまでに相当の時間がかかる。</li><li>・施設の建設に伴って外構等の費用が発生。（建設予定地にある学校施設（砂場・雨水排水設備の移設）や樹木（教材として使用している植物移植）について、学校長の承諾を得て適切な場所に設置する必要が生じた）</li><li>・施設が校舎から遠く離れた（校庭の端に位置）ことにより、新たな駐車場の確保が必要となった。</li></ul>

### 3 取組の 成果

- ✓ プレハブ施設のリースの場合は、建設する敷地が確保できれば、通常の施設整備の工事に比べ短期間での整備が可能。
- ✓ 通常の施設整備よりも、初期の費用面で効果的であった。
- ✓ 建物が別棟になったことから、学校施設設備点検（停電・断水等）時のクラブへの影響がなくなった。